

独立行政法人農林漁業信用基金法案新旧対照条文

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（基金）</p> <p>第九条 基金協会は、第十五条の規定による出資金、第十条第二項の規定による繰入金及び基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入に係る資金をもつて行つたものを除く。）につき独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（基金）</p> <p>第九条 基金協会は、第十五条の規定による出資金、第十条第二項の規定による繰入金及び基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入に係る資金をもつて行つたものを除く。）につき農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く</p>

る部分を除く。)の行使により取得した金銭(第六十四条第一項の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。)についても、また同様とする。

一・二 (略)

(信用基金からの借入金等)

第九条の二 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第 号)第十二条第一項第三号に規定する資金に係る信用基金からの借入金(当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金等に係るもの及び第八条第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法により管理しなければならない。

2 (略)

第九条の三 基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第四号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第八条第一号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭(当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、融資機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 (略)

第六十条 削除

。の行使により取得した金銭(第六十四条第一項の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。)についても、また同様とする。

一・二 (略)

(信用基金からの借入金等)

第九条の二 基金協会は、農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第二十七条第一項第三号に規定する資金に係る信用基金からの借入金(当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金等に係るもの及び第八条第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法により管理しなければならない。

2 (略)

第九条の三 基金協会は、農林漁業信用基金法第二十七条第一項第三号の二に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第八条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭(当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、融資機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 (略)

(保険料)

第六十条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

第六十七条 削除

(保険料)

第六十七条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（基金）</p> <p>第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（信用基金からの借入金等）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（基金）</p> <p>第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（信用基金からの借入金等）</p>

<p>第四十三條の二 協会は、<u>独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四條第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前條第二号の方法により管理しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十三條の二 協会は、<u>農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七條第一項第七号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四條第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前條第二号の方法により管理しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第四十三條の三 協会は、<u>独立行政法人農林漁業信用基金法第十二條第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四條第二号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十三條の三 協会は、<u>農林漁業信用基金法第二十七條第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四條第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第七十條 削除</p>	<p>(保険料) 第七十條 保険料の額は、<u>保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>第七十九條 削除</p>	<p>(保険料) 第七十九條 保険料の額は、<u>保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。</u></p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（<u>第四百二十二条の八</u> <u>第四百二十二条の十四</u>）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章の三 <u>独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務</u></p> <p>第四百二十二条の八 <u>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 <u>農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（第四百二十二条の八</u> <u>第四百二十二条の十五</u>）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五章の三 <u>農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務</u></p> <p>第四百二十二条の八 <u>農林漁業信用基金（以下信用基金という。）は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p><u>信用基金は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、農業共済組合連合会若しくは組合等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れにより金融機関に対し負担する債務</u></p>

信用基金は、前項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第四百二十二条の九 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

信用基金は、業務方法書で定めるところにより、組合等に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属する農業共済組合連合会に委託することができる。

・ (略)

(削る。)

第四百二十二条の十 農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸付

の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うことができる。

信用基金は、前二項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第四百二十二条の九 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、組合等に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属する農業共済組合連合会に委託することができる。

・ (略)

第四百二十二条の十 信用基金は、農業災害補償関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、元利金の回収の方法、金銭の寄託の引受けの条件、業務の委託の要領、余裕金の運用の方法その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第四百二十二条の十一 農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸

けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、業務方法書で定めるところにより、当該農業共済組合連合会又は組合等に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第四百二十二条の十一・第四百二十二条の十二（略）

第四百二十二条の十三 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四百二十二条の九第一項の指定をしようとするとき。

二 農業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第 号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

付けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金若しくは共済金の支払又は第四百二十二条の八第二項の規定による農林水産大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的以外の目的に使用してはならない。

農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところにより、当該農業共済組合連合会又は組合等に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第四百二十二条の十二・第四百二十二条の十三（略）

第四百二十二条の十四 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四百二十二条の八第二項若しくは第四百二十二条の十第一項の認可をしようとするとき又は農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第三十二条若しくは第四十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第四百二十二条の九第一項の規定による指定をしようとするとき又は農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第四百二十二条の十第二項の農林水産省令を定めようとするとき又は農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条第三号

若しくは第四十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

四 農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第三十四条第一項の承認をしようとするとき。

第四百二十二条の十四 農業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは、「第十五條各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前條各号に掲げる業務」とあるのは「前條各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは、「、中小漁業融資保証法又は農業災害補償法」とする。

(削る。)

第四百二十二条の十五 農業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七條第二項及び第四十八條第一項中「第三十一條各号に掲げる業務」とあるのは、「第三十一條各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第四十五條第二項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは、「、中小漁業融資保証法又は農業災害補償法」とする。

農業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第三十條の規定は、適用しない。

第四百七條の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四百二十二條の八第二項又は第四百二十二條の十第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四百二十二條の十二又は第四百二十二條の十三第一項の規定に違反する経理をしたとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（ 第九十六條の三 第九十六條の十一）</p> <p>第六章の三・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務</p> <p>（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）</p> <p>第九十六條の三 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第九十六條の四 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、漁業</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第九十六條の三 第九十六條の十一）</p> <p>第六章の三・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務</p> <p>（農林漁業信用基金の業務）</p> <p>第九十六條の三 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第九十六條の四 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところ</p>

災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2～4（略）

第百九十六条の五 削除

により、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2～4（略）

（業務方法書）

第百九十六条の五 信用基金は、漁業災害補償関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度
- 二 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度
- 三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件
- 四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項
- 五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項
- 六 金銭の寄託の引受けの条件
- 七 余裕金の運用の方法
- 八 その他農林水産省令で定める事項

（貸付金等の使用）

第百九十六条の六（略）

（貸付金等の使用）

第百九十六条の六（略）

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第百九十六条の九 削除

(財務大臣との協議)
第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣と協議しなければならない。

一 第百九十六条の四第一項の指定をしようとするとき。

二 漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法(

平成十四年法律第 号)第十六条第一項の承認をしようとする

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

(借入金)

第百九十六条の九 信用基金は、漁業災害補償関係業務に関し、長期借入金又は短期借入金をする場合には、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財務大臣との協議)

第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣と協議しなければならない。

一 第百九十六条の五第一項若しくは前条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき又は漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第三十三条の認可をしようとするとき。

二 第百九十六条の五第二項第八号の農林水産省令を定めようとするとき又は漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条

き。

三 漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第十七条第一項又は第十九条第一項の認可をしようとするとき。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)

第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条第一項中「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第十八条の規定は、適用しない。

第九十八条及び第九十九条 削除

第三号若しくは第四十三條の農林水産省令を定めようとするとき。

三 第九十六条の四第一項の規定による指定をしようとするとき又は漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第三十四条第一項の承認をしようとするとき。

(農林漁業信用基金法の特例)

第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七條第二項及び第四十八條第一項中「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、農林漁業信用基金法第四十五條第二項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第三十条及び第四十条の規定は、適用しない。

第九十八条 削除

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

した信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九十六條の七又は第九十六條の八第一項の規定に違反する経理をしたとき。

改正案	現行
<p>（独立行政法人農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第 号）第十条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつている八に掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつている八に掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を農林漁業信用基金法第二十八条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用基金は、前項の協定を締結しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

(削る。)

第七条 信用基金は、前条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。第五項において同じ。）に係る経理及び同条第一項第二号の業務（これに附帯する業務を含む。第五項において同じ。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(削る。)

2 信用基金は、前条第一項第二号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を使用することができる。

(削る。)

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

(削る。)

4 政府は、予算の範囲内において、信用基金に対し、前条第一項第二号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(削る。)

5 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二項の認可をしようとするとき、又は前条第一項第一号の業務若しくは同項第二号の業務に関して農林漁業信用基金法第四条第一項、第三十条第一項、第三十三条若しくは第四十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 前条第一項第一号の業務又は同項第二号の業務に関して農林漁業信用基金法第三十条第二項、第四十一条第三号又は第四十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

三 前条第一項第一号の業務又は同項第二号の業務に関して農林漁業信

(削る。)

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条第二項	第十二条第一項第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)(及びこれに	第十二条第一項第五号及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第六条第一項第二号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)(並びにこれらに
第十五条第二号	第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務

用基金法第四十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

6| 農林水産大臣は、前条第三項の認可をしようとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定に係るものにあつては財務大臣に、信用基金と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

7| この法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四条第六項	第三十一条各号に掲げる業務	第三十一条各号に掲げる業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)(及び同項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)(
--------	---------------	--

第十七条第一項	第十二条第一項 第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務	並びにこれらに
第二十条第一項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法	
第二十八条第二号	第十二条	第十二条及び暫定措置法第六条	

第十條第三項、第四十七條第二項及び第四十八條第一項	第三十一條各号に掲げる業務	第三十一條各号に掲げる業務並びに暫定措置法第六條第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務
第二十九條第二項	第二十七條第一項第四号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに	第二十七條第一項第四号及び暫定措置法第六條第一項第三号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）並びにこれらに
第三十一條第二号	第二十七條第一項第四号に掲げる業務及びこれに	第二十七條第一項第四号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一項第三号に掲げる業務並びにこれらに
第四十四條第二項及び第四十五條第一項	又は漁業災害補償法	、漁業災害補償法又は暫定措置法
第四十五條第二項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法

第五十一条第四号	又は第三十九条	若しくは第三十九条又は暫定措置法第七条第一項	第五十一条第三号	第二十七条	第二十七条及び暫定措置法第六条	第五十一条第一号	この法律	この法律又は暫定措置法
----------	---------	------------------------	----------	-------	-----------------	----------	------	-------------

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>附則 1～28（略）</p> <p>29 公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、<u>独立行政法人農林漁業信用基金</u>から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p> <p>30（略）</p>	<p>附則 1～28（略）</p> <p>29 公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、<u>農林漁業信用基金</u>から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p> <p>30（略）</p>

漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>（納付金）</p> <p>第七条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもつて行つたものに限る。）によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうち中小漁業融資保証法第七十四条の規定により独立行政法人農林漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額</p>	<p>（納付金）</p> <p>第七条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもつて行つたものに限る。）によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうち中小漁業融資保証法第七十四条の規定により農林漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額</p>

<p>改正案</p>	<p>附則 第五条の六（略） 2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、<u>独立行政法人農林漁業信用基金</u>から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 第五条の六（略） 2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、<u>農林漁業信用基金</u>から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。</p>

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）（附則第十四条関係）

<p>改正案</p>	<p>附則 第九条 旧農業共済基金法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六 条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農 業共済基金法第四十八条中「省令」とあるのは「農林水産省令」と、旧 農業共済基金法第四十九条第六項及び第七項中「基金」とあるのは「独 立行政法人農林漁業信用基金」と読み替えるものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 第九条 旧農業共済基金法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六 条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農 業共済基金法第四十八条中「省令」とあるのは「農林水産省令」と、旧 農業共済基金法第四十九条第六項及び第七項中「基金」とあるのは「農 林漁業信用基金」と読み替えるものとする。</p>

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百一十号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>（農業近代化資金に係る債務の保証等）</p> <p>第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）及び独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第 号）の定めるところによる。</p> <p>（納付金）</p> <p>第六条 都道府県は、前条の規定による政府の補助（農業信用基金協会法附則第五条第一項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が同法による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百一十号）第三条第一項の規定により受けた政府の補助を含む。）を受けて当該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証</p>	<p>（農業近代化資金に係る債務の保証等）</p> <p>第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）及び農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の定めるところによる。</p> <p>（納付金）</p> <p>第六条 都道府県は、前条の規定による政府の補助（農業信用基金協会法附則第五条第一項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が同法による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百一十号）第三条第一項の規定により受けた政府の補助を含む。）を受けて当該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証</p>

に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもつて行ったものに限る。）によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうち農業信用保証保険法第六十四条第一項の規定により独立行政法人農林漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額

に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもつて行ったものに限る。）によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうち農業信用保証保険法第六十四条第一項の規定により農林漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額

改正案	現行
<p>（会員の資格）</p> <p>第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。</p>	<p>（会員の資格）</p> <p>第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。</p>

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十四年法律第 号）（附則第十八条関係）

改正案

現行

別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
名称	根拠	名称	根拠
(略)	(略)	(略)	(略)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
(略)	(略)	(略)	(略)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）	農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。</p> <p>三十六～八十九（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。</p> <p>三十六～八十九（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号</p>

号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第七十号から第八十六号まで、第八十八号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。

号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第七十号から第八十六号まで、第八十八号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。